

刑事手続の流れ

弁護士 久保貴裕

1. はじめに

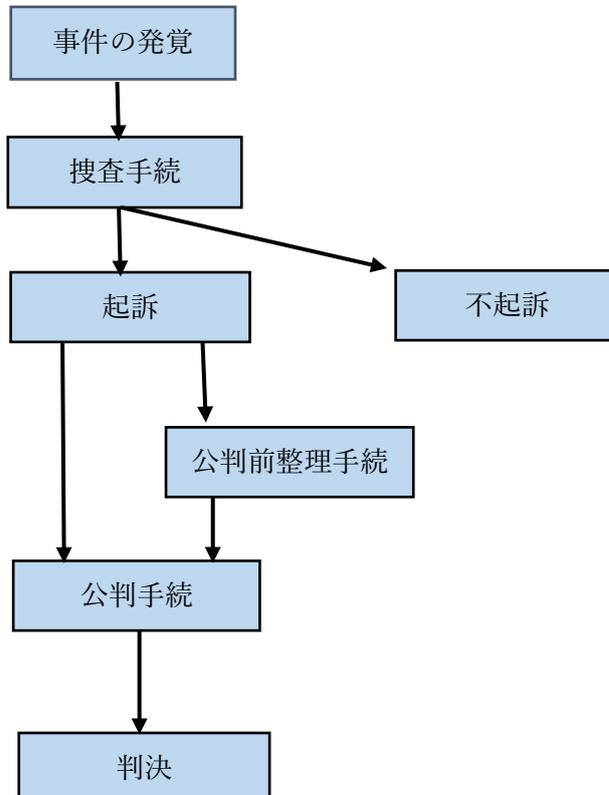
今回は、刑事手続の概要について説明します。はじめに、刑事手続の大まかな流れを説明します。

まず、事件が発覚すると、第一次捜査機関（警察が代表的ですが、「麻取」といわれる麻薬取締部などもあります。）により捜査が開始されます。捜査では、被疑者（罪を犯した疑いのある者）を逮捕することもあります。逮捕するか否かにかかわらず、捜査した事件は全件検察官に送致します。送致を受けた検察官は、証拠関係や情状を考慮して起訴・不起訴の判断を行います。ちなみに、令和元年度の起訴率は、後で説明する略式手続も含めて約31.1%です（犯罪白書）。

検察官が被疑者を起訴すると、事件は公判手続に移行します。公判手続とは、テレビや映画で見られる法廷における裁判手続です。なお、公判手続の前に、円滑に審理を進めるための準備として公判前整理手続を行うことがあります。公判手続は、起訴状朗読から始まり、証拠調べ、検察官・弁護人による論告・弁論などが行われ、判決が言い渡されます。

この判決が確定した段階で、一連の刑事手続は終了です。

《刑事手続の概要》



2. 捜査手続

東京地検・大阪地検の特捜部のように、検察官が他の捜査機関を介さずに直接事件を捜査する場合がありますが、ほとんどの事件は、警察などの第一次捜査機関によって捜査が開始されます。

捜査手続では、証拠の収集、被疑者の特定などが行われますが、必要がある場合は、被疑者の身体拘束（逮捕・勾留）が行われることもあります。

身体拘束を受けた被疑者には、外部者と接触する手段として、接見が認められています。特に弁護人との接見は、今後の刑事手続についてアドバイスなどがなされるので刑事手続上重要です。弁護人以外の者とも接見することができますが、証拠の隠滅などのおそれがある場合には、弁護人以外の者との接見が禁止されることもあります。

捜査手続は、多岐にわたることから、以下では、逮捕後の手続について説明します。

《逮捕後の手続》

捜査手続は、証拠を収集し、被疑者を起訴するかどうか判断するための段階にあるため、被疑者の逃亡や証拠の隠滅を防止する必要があります。そこで、そのような必要性がある場合には、被疑者を逮捕します。逮捕には、裁判官が発付した逮捕状による通常逮捕のほか、犯罪の実行中又は実行直後の段階における現行犯逮捕、一定の重大犯罪について嫌疑に十分な理由があり急速を要する場合の緊急逮捕（逮捕後直ちに逮捕状を請求しなければなりません。）があります。

被疑者を逮捕した場合、犯罪事実の要旨（どのような罪を犯したということ）で逮捕されたのか）及び弁護士を選任する権利（弁護人選任権）があることを告げ、弁解の機会を与えます（弁解録取手続）。

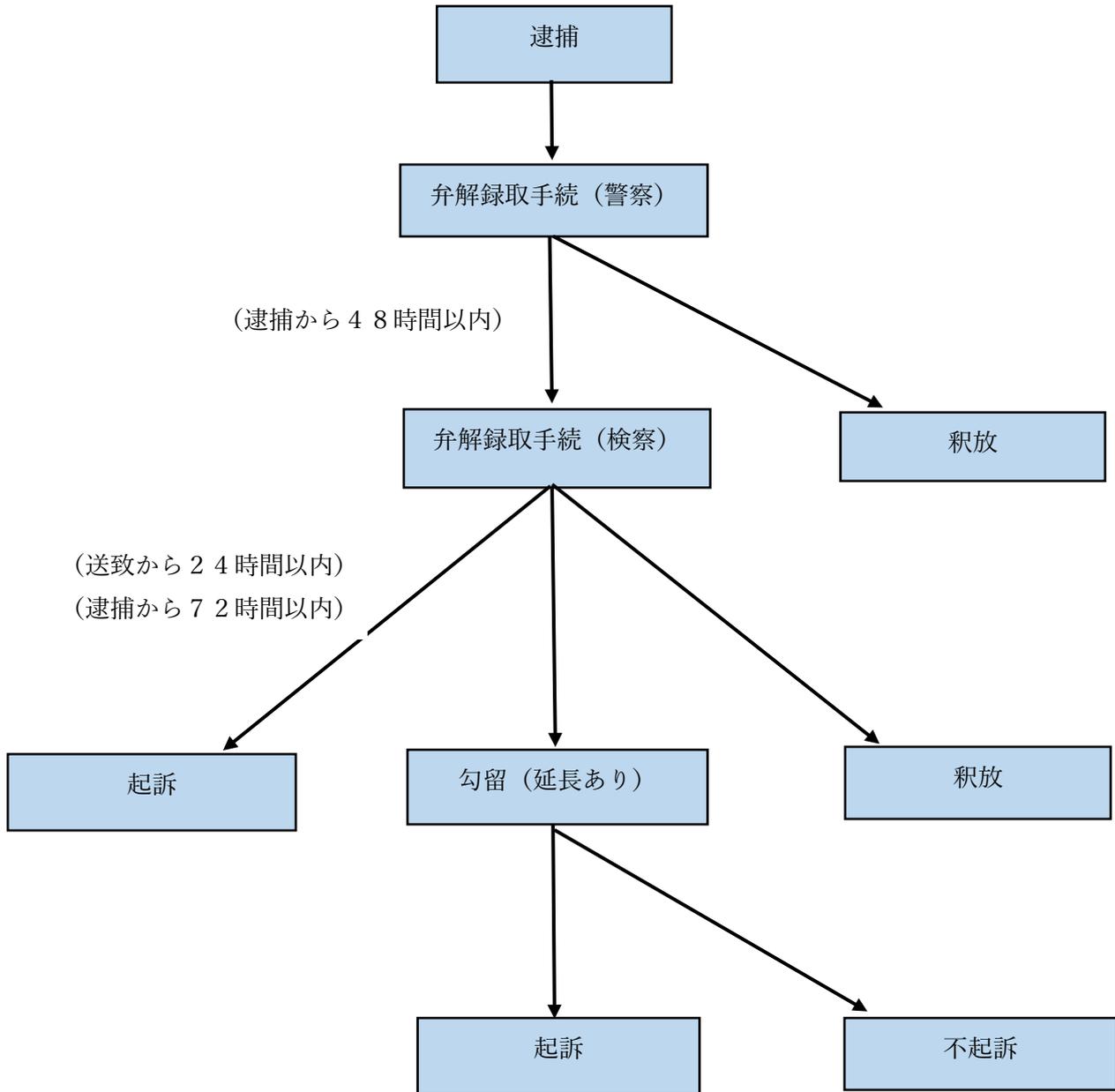
その上で、逮捕してから48時間以内に、被疑者を釈放するか、事件を被疑者の身柄とともに検察官に送致します。

送致を受けた検察官は、被疑者に弁解の機会を与え（弁解録取手続）、送致を受けてから24時間以内に、被疑者を釈放するか、そのまま起訴をするか、身柄拘束をしたまま捜査を継続するため裁判官に勾留を請求することになります。

勾留請求を受けた裁判官は、被疑者に被疑事件について質問し（勾留質問）、その後、必要と判断した場合に勾留状を発付します。勾留期間は、勾留請求の日から10日となっており、検察官は、原則として、この期間内に起訴・不起訴の判断をすることになりますが、やむを得ない理由がある場合は、検察官の請求により10日を超えない範囲で勾留が延長されます。

逮捕については、法律上不服申立ては認められていません。しかし、勾留に対しては、準抗告、勾留理由開示請求、取消し請求などの不服申立ての手段があります。最近、これらの不服申立ての手段により、身柄拘束を解かれる事件が徐々に増加する傾向にあります。

《逮捕後の手続》



3. 起訴

検察官が被疑者を起訴すると、裁判所による公判手続に移行します。なお、正式な起訴とは別に、検察官が簡易裁判所に対し、罰金又は料金の命令を求める略式手続があります。この場合の罰金額は100万円以下とされており、軽微な傷害事件や交通事故など多くの事件がこの手続で処理されています。略式手続の場合、逮捕・勾留されていても身柄は釈放されますし、被告人が裁判所に出頭する必要もありません。

以下の説明は、正式な起訴による場合の手続についてです。

起訴後も必要性がある場合には勾留が継続されます（起訴後勾留）。起訴後勾留は捜査段階の勾留と異なり、検察官の請求によるものではなく裁判官の判断によるものですが、実務上、捜査段階で勾留されていた被告人の勾留が起訴後もほぼ継続されています。起訴後勾留の期間は、起訴された日から2か月ですが、証拠隠滅のおそれなど一定の理由があれば更新されます。起訴後勾留に対しても、準抗告、勾留理由開示請求、取消し請求などは認められています。

起訴後勾留においては、保釈の制度があります。保釈保証金の納付を条件として、裁判官が勾留の執行を停止し、身柄拘束を解く制度です。保釈には、被告人や弁護人などの請求による場合と、このような請求がなくとも裁判官が許可する場合（職権保釈）があります。保釈については、請求があれば一定の除外事由がある場合を除いて許さなければならないというのが法律の定めになっていますが、その代わりに除外事由がかなり広く定められているため許可されないこと少なくなく、弁護人としては、請求と同時に、このような除外事由に拘束されない職権保釈を促す活動もしています。

4. 公判整理手続

起訴後に公判手続の前の手続として、公判前整理手続が行われることがあります。証拠関係が複雑であったり、争点が多岐にわたる事件について、事前に、裁判所・検察官・弁護人の中で、主張を整理した上で証拠や証人を絞り込み、できるだけ短期間に充実した公判手続をするための制度です。裁判員裁判では、実際に裁判員が参加する公判手続の前に必ず公判前整理手続が行われることになっていますが、近年は、この公判前整理手続の長期化が法曹三者（裁判所・検察庁・弁護士会）の間では問題になっています。裁判員の負担を軽くするために慎重かつ入念な準備をすることは必要なことですが、他方、そのために起訴から判決までの期間が長期化することは、憲法が定める「被告人の迅速な裁判を受ける権利」の面からは望ましくないことであり、両者のバランスを取ることが非常に難しいわけですね。

5. 公判手続

公判手続は、裁判によって、被告人の有罪・無罪を判断するとともに有罪の場合の刑を決める手続です。大まかには、①冒頭手続、②証拠調べ手続、③弁論手続、④判決の4段階に分かれます。

(1) 冒頭手続

冒頭手続は、裁判の対象となる被告人と事件を明確にする手続です。具体的には、①人定質問(被告の特定)、②起訴状朗読、③被告人・弁護人の陳述(罪状認否)を行います。

①人定質問とは、裁判官が被告人の氏名、本籍(国籍)、住居等を確認する手続であり、これにより裁判を受ける者が特定されます。

次に、②起訴状朗読が検察官によりおこなわれます。これにより、裁判の対象となる事件(「公訴事実」といいます。)、すなわち「誰が、いつ、どこで、どのような犯罪を行ったことで裁判を行うのか」が明示されます。

そして、③罪状認否となり、裁判官が、被告人に対し、黙秘権があることを告げた上で、被告人と弁護人に対し、公訴事実間違いはないか否かを確認し、それぞれ陳述します。これにより、事件に争いがあるか否か、争いがあるとして具体的にどの点に争いがあるか、すなわち審理のポイントが明らかになるわけです。

(2) 証拠調べ

冒頭手続後に証拠調べ手続に移行します。証拠調べ手続とは、検察官、弁護人の両者が法廷で証拠を示し、裁判官が、心証を形成する手続であり、公判手続の核となる重要な手続です。証拠調べ手続は、①冒頭陳述、②証拠請求、③証拠決定、④証拠調べ、の順に行います。

①冒頭陳述は、検察官と弁護人が、これから証拠によって立証しようとする具体的かつ詳細な事実を明らかにする手続です。

②証拠請求では、検察官と弁護人がそれぞれ具体的な証拠の取調べの請求をし、これに対し、③証拠決定では、裁判官が取調べを行う証拠を決定します。その後は、各証拠の性質に応じて④証拠調べが行われます。

証拠には、証拠書類、証拠物、証人があります。

証拠書類とは、例えば、捜査官の作成した各種報告書、現場の図面や写真、指紋や血液などの鑑定書、被告人・被害者らの供述調書など、その内容が証拠となる書面をいい、その証拠調べは朗読又は要旨を告げることにより行われます。

証拠物は、例えば、凶器となった刃物など、その存在や状態が証拠となる物をいい、その証拠物の証拠調べは法廷で裁判官に示すことにより行います。

証人とは、裁判の場合は自己の体験した事実を供述する者という定義ですが、その証拠調べは証人尋問により行います。被告人が有罪であることを認めている場合、被告人の親族や雇い主などの関係者による、今後の監督などを約束する証人尋問が行われるのが通常です。

そして、通常は、証拠調べの最終段階で、被告人に対して質問を行う被告人質問が行われます。

(3) 弁論手続

証拠調べ手続が終了すると、次は、弁論手続に移行します。弁論手続とは、検察官と弁護人が、証拠調べの結果を踏まえ、それぞれ事件に関する主張を行う手続です。検察官の主張を「論告」、弁護人の主張を「弁論」といいます。

論告では、被告人が有罪であるとの主張に加えて、被告人の行為の悪質性や再犯可能性等の情状についても言及され、判決で言い渡すべき具体的な刑(例えば、懲役1年など)についての意見(求刑)も述べられます。

これに対し、弁論では、被告人が公訴事実の全部を争っている場合には、被告人が無罪である旨の主張をしますが、公訴事実を認めている場合には、被告人の情状等について言及し、検察官の求刑に反論し、執行猶予を付するなど、より軽い刑を言い渡すべきであるとの意見を述べるのが通常です。

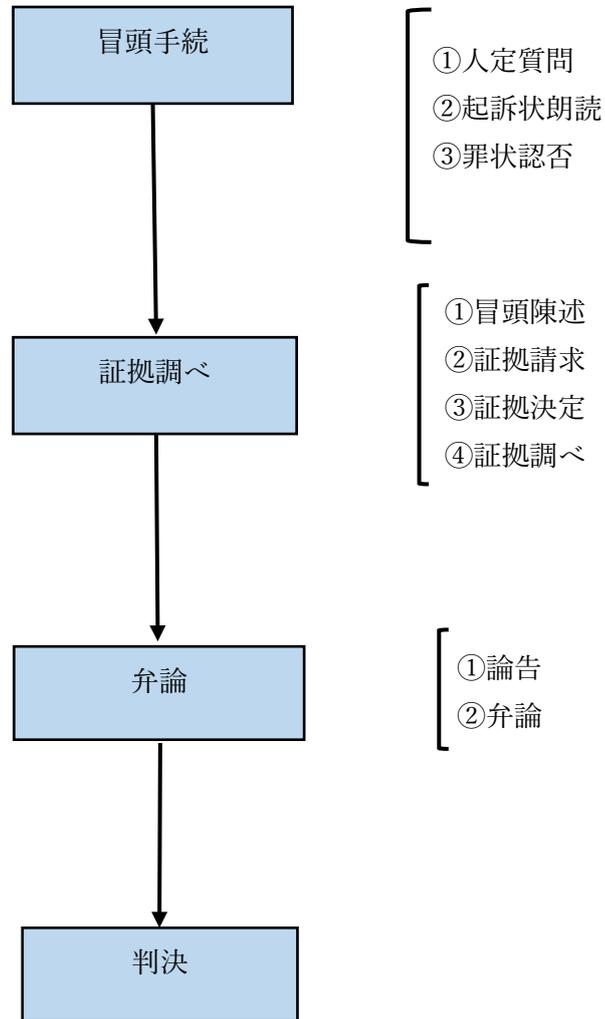
(4) 判決

弁論手続の終了後、判決言渡しの手続となります。

判決に不服があれば、検察官も被告人・弁護人も、判決から2週間以内に、控訴を申立てることができます。この期間に控訴がなかった場合は、判決が確定して公判手続は終了です。

裁判官が言い渡した刑に執行猶予を付した判決をすることがあります。これは、前に懲役・禁錮の刑に処せられたことがないなど一定の要件を満たす被告人に対し、3年以下の懲役・禁錮又は50万円以下の罰金を言い渡すに当たり、1年以上5年以下の期間、その刑の執行を猶予し(刑務所で服役することもなく、罰金を払うこともありません。)、猶予期間中に再犯することがなければ、もう言い渡された刑の執行を受けることがないというものです。弁護人としては、被告人が罪を認めているなどして有罪判決が免れないとしても、法律上可能であれば、執行猶予の判決を得るために被害者との示談などに努力し、裁判官に執行猶予の判決を求めています。なお、近年、過去に懲役・禁錮の刑に処せられたことがあるなど前述した執行猶予の要件を満たさない場合にも刑の一部の執行を猶予する「一部猶予」といわれる制度ができました。例えば、懲役2年のうち1年6月を執行するものの、残る6月分は執行猶予とすることで、その分早く服役を終えることができます。この制度は、主として覚せい剤などの薬物使用者を対象として、一定期間を服役させた後も執行猶予という制約の下に置いて再犯を防ぐという趣旨によるものですが、被告人にしてみると、刑期を丸々服役して完全に自由の身になるのがいいのか、早く服役が終わるものの、残る刑期について1年から5年の間、執行猶予の身で過ごすのがいいか考えてしまう制度ではあります。

《公判手続》



(監修：弁護士 北川 健太郎)